

(付2) 平成27年さいたま市産業連関表の基本フレーム⁵

作成する平成27年さいたま市産業連関表の基本フレームは、基本的には国の平成27年の産業連関表に準拠するものである。

1. 対象期間と地域的範囲

(1) 対象期間

- ・産業連関表に記録する生産活動及び取引の対象期間は、平成27年1月から12月までの1年間（暦年）とする。

(2) 地域的範囲

- ・さいたま市の行政区域を「地域内」とし、市内で行われた生産活動及び取引を対象とする。具体的には、「日本国の領土から領土内に所在する外国政府の公館、軍隊等を除いたものに、領土外に所在する日本国の公館等を加えたもの」を範囲とする。
- ・市外の地域は、同じ県内であっても「地域外」となり、市外との取引が「移出」又は「移入」として記録される。

2. 記録の時点

(1) 記録時点の考え方

- ・生産活動及び取引の記録は「発生主義（Accrual basis）」とする。
- ・発生主義とは、これら生産活動や取引が実際に行われた時点で記録することをいう。これに対する考え方として「現金主義（Cash basis）」がある。現金主義とは、現金の受取や支払が行われた時点で記録することをいう。生産活動や取引に伴う現金の発生と分配、支払までの経済の流れには、通常、タイムラグが生じるため、現金主義で記録した場合、取引基本表の二面等価（粗付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計が一致すること）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると、二面等価は常に維持される。

(2) 我が国の産業連関表での扱い

- ・「発生主義」における具体的な記録の時点は、次ページの表でまとめたとおりである。

⁵ 各項目の説明は、「平成27年（2015年）産業連関表総合解説編」（総務省）、「地域産業連関表作成基本マニュアル（未定稿版）」（産業連関幹事会）からの抜粋等による。

我が国の産業連関表での扱い

<p>① 財・サービスの生産活動や取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。
<p>② 中間生産物（例えば、原材料）の取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間生産物が需要部門（列部門）において現実に消費された時点（中間生産物を投入して生産が行われた時点）をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを中間投入額として計上する。
<p>③ 最終需要部門への産出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費支出に関する部門（統合大分類にいう「家計外消費支出」、「民間消費支出」及び「一般政府消費支出」に該当する部門）への産出については、原則として、売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。 ・「国内総固定資本形成」への産出については、資本財の引渡しが行われた時点をもって記録する。 ・「在庫純増」への産出については、生産者又は流通業者が、取引の対象となった生産物の所有権を有することとなった時点をもって記録する。 ・「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」については、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。
<p>④ 生産期間が1年を超える財（長期生産物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終的な使用者が所有権を得たとみなされる時点まで「在庫純増」の国内生産額に計上する。長期生産物の完成品の国内生産額は、「（完成品の金額）－（前年までの半製品・仕掛品在庫純増の金額）」とする。 ・自己勘定（自家用として使用される財及び知的財産生産物の生産）による資本の生産については、最終的な使用者が所有権を得ているため、仕掛品であっても、対象年次の1年間の進捗量を「国内総固定資本形成」として計上する。ただし、建設物の場合は、所有権の移転が無くても工事進捗量を「国内総固定資本形成」に計上する。 ・動植物の育成成長についても自己勘定の考え方は同様であり、資本用役を提供するもの（乳用牛、競走馬、果樹、茶等）については、「国内総固定資本形成」に計上する。また、それ以外の育成成長分は、「半製品・仕掛品在庫純増」に計上する。
<p>⑤ 生産期間が1年を超えるサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の終了時点をもって生産額として計上されるため、在庫は存在しない。

3. 価格評価

(1) 金額による評価

- ・産業連関表は、1年間に行われた生産活動や取引の実態を記録したものであるが、これらの大きさを評価するに当たっては、数量による評価と、金額による評価の二通りの方法が考えられる。我が国では、全国表及び地域表ともに、「金額」を共通の尺度として、生産活動や取引の大きさを評価している。

(2) 生産者価格評価と購入者価格評価

- ・全国表では、「実際価格による生産者価格評価」と「実際価格による購入者価格評価」の二つの方法を採用しており、前者の表を「生産者価格評価表」、後者の表を「購入者価格評価表」として作成している。地域表では、投入係数や逆行列係数を作成する関係から、専ら「生産者価格評価表」が作成されている。

(3) 消費税の取扱い

- ・国内において行われる全ての取引段階で課税される多段階課税方式の間接税である消費税について、全国表では、消費税制度の導入以来、一貫して、税を含んだ流通段階での金額で表章する方式（税込み表）を採用している。そのため地域表においても、同様に税込み表として作成されている。

4. 部門分類

(1) 部門分類の概念価

- ・取引基本表の内生部門（「中間需要」及び「中間投入」）を構成する各項目を「部門」、内生部門の分類の体系を「部門分類」と呼ぶ。

(2) 部門分類の原則

- ・部門分類は、全国表及び埼玉県表等との比較を考慮して、基本的に、国の産業連関表の定義に準じる。
- ・作成する産業連関表の部門数は、全国表に準じて、次のとおりである。

基本分類	509	×	391	部門
統合小分類	187	×	187	部門
統合中分類	107	×	107	部門
統合大分類	37	×	37	部門
ひな型	13	×	13	部門

- ・取引基本表において、行部門は、1年間に生産された商品の用途や販路構成を表すことから、原則として商品分類により分類している。一方、列部門は、生産活動ごとの費用構成を表すものであり、原則として「生産活動単位」、いわゆるアクティビティ・ベースにより分類している。
- ・アクティビティ・ベースでは、一貫生産過程での銑鉄及び鋼塊、石油化学基礎製品（エチレン、プロピレン及びその他の石油化学基礎製品）等のように、生産されたものが直ちに次の生産過程に投入されるというように自家生産・自家消費されるものであっても、原則的にはその部門の生産物として計上される。

(3) 生産活動主体分類

- ・産業連関表の記録対象となる商品の多くは、「生産に要した費用を回収する価格で、市場で販売することを目的として生産される財・サービス」であり、これら商品の生産・供給主体は専ら「市場生産者」である。しかし、産業連関表では、このほかに、一般政府や対家計民間非営利団体から供給される、次の①又は②についても「商品」の1つとして、記録の対象に含んでいる。

①コストに見合わない価格又は無償で提供される財・サービス

②市場において販売されない財・サービス

- ・産業連関表では、様々な商品を基本分類として分類しているが、基本分類では、行部門については商品、列部門については生産構造の相違、つまり、生産活動単位（アクティビティ・ベース）によって分類することを原則としており、商品の生産・供給主体（つまり、一般政府、対家計民間非営利団体及び市場生産者）の相違についてまで考慮するものとなっていない。そこで、生産活動主体分類については、次の3つに大別している。

㉞非市場生産者（一般政府）⇒基本分類の名称末尾に「★★」を付す。

㉟非市場生産者（対家計民間非営利団体）⇒基本分類の名称末尾に「★」を付す。

㊱市場生産者⇒無印。

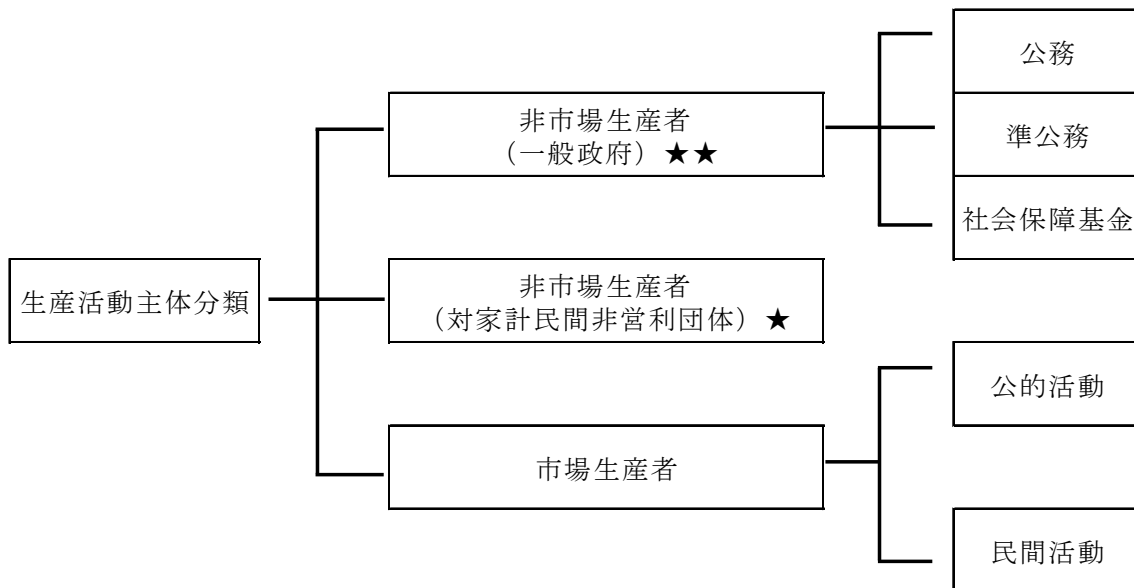
また、次に掲げるものも「市場生産者」として扱っている。

①持家等のように一般的に家賃が発生しないと考えられるものについても、賃貸住宅と同様、居住者が家賃を支払っているものとみなして帰属計算を行い、「市場生産者」（「住宅賃貸料（帰属家賃）」）として取り扱う。

②農林漁家が、自家消費のために農林水産物を生産する活動も「市場生産者」として扱う。

③各種経済団体等については、関連する企業等からの負担金や会費を、当該団体が提供したサービスに対する支払ととらえ、「市場生産者」（会員制企業団体）として扱う。

生産活動主体分類の体系



5. 取引基本表の基本構造

(1) 価格評価と表形式

- ・産業連関表に記録する個々の取引の金額は「実際価格による生産者価格評価」とする。
- ・「実際価格」とは、実際に取引がなされた価格で評価する方法であり、これに対して「統一価格」とは、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格を別途設定して評価する方法である。また、「生産者価格」とは、生産者の出荷価格で評価する方法であり、これに対して「購入者価格」とは、取引の最終段階における価格で評価する方法である。
- ・生産者価格評価表では、取引を生産者の「出荷価格」で記録するため、購入者が入手するまでに要した商業マージン及び国内貨物運賃については、購入側の列部門と〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に一括して計上する。

(2) 移輸入の扱い

- ・さいたま市産業連関表の域外取引は、外国との輸出入のほかに、国内他地域との取引である移出入を計上する。
- ・取引基本表での移輸入の扱いは、「競争移輸入型表」方式とする。
- ・「競争移輸入型表」とは、同じ種類の財についてはさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品との区別を行わず全く同じ扱いをし、原則として、投入・産出ともにさいたま市産品と国内他地域産品と輸入品とをまとめて計上する。

(3) 消費税（付加価値税）の扱い

- ・消費税の表章形式は、税を含んだ流通段階での販売・購入価格をそのまま表示する方法である「グロス表」（または「税込み表」）を採用している。
- ・内生部門に含まれる消費税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、納税段階では、累積排除のため購入側（投入側）において控除されているが、投入金額には、この金額も含まれている。

6. 域内生産額

(1) 域内生産額（コントロール・トータルズ）

- ・部門別の域内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、最初に推計される計数であり、基本的には当該産業の生産高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測する。
- ・投入額及び産出額は、この域内生産額を確定させた上で、その内訳として推計するので、域内生産額に誤りがあると自部門の投入額及び産出額の推計をやり直す必要が生じるだけでなく、他部門の投入額及び産出額にまで影響し、取引基本表全体の精度が左右される。このように、域内生産額は、取引基本表の行部門及び列部門両面の「制御値」として極めて重要なものであり、このような位置付けから、コントロール・トータルズ（control totals）、略して“CT”と呼ばれることが多い。

(2) 域内概念

- ・産業連関表の記録対象は、一定期間内（平成 27 年 1 月～12 月）に生産された中間生産物も含むすべての財・サービスであり、その範囲は、いわゆる「域内概念」によって規定される。
- ・さいたま市産業連関表の把握対象は、さいたま市の「行政区域内」において行なわれた生産活動に限定される。例えば、他市や外国に本店のある企業の市内工場の生産活動は含まれるが、市内に本店のある企業が他市や外国の工場で行なった生産活動は除かれる。

(3) 域内生産額の価格評価

- ・「生産者価格評価表」における域内生産額の価格は、上述したように「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいている。なお、消費税は価格評価に含める。

(4) 域内生産額の推計概要

- ・域内生産額の推計に当たっては、平成 30 年度に検討した『平成 27 年（2015 年）さいたま市産業連関表作成基本要綱』に基づきつつ、総務省の「平成 27 年（2015 年）産

業連関表作成作業報告書」及び産業連関幹事会の「地域産業連関表作成基本マニュアル（未定稿版）」に準拠して行った。また、各品目の生産額の内容・定義・範囲については、「全国産業連関表」に基づいた。

7. 内生部門と最終需要部門の取引の計上方法

(1) 内生部門

- ・取引基本表の内生部門に示されている各セルの数値は、基本的に各部門間で行われた取引額を表している。
- ・ただし、この取引額とは、厳密には、取引基本表の対象年に支払われた購入額がそのまま計上されるわけではなく、対象年に行われた生産活動で必要とされた「消費額」を意味している。

(2) 資本財の取引

- ・生産活動に使用される、いわゆる「資本財」については、次の①～④に掲げる場合を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、全て最終需要部門の「市内総固定資本形成」に計上する。

① 機械組込

他の機械に組み込まれることで、新たな別の機械の一部になることをいう。

② 建設迂回

建設活動に伴い、例えば、エレベータやボイラなどの資本財がビルの一部となることで、建設業の活動を迂回して（建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

③ 土木迂回

橋梁や水門のように資本財ではあるが、施工のために土木工事が必要で、工事費の内訳として扱われる場合をいう。

④ 造船迂回

造船を行う際に、ボイラや通信機械などの資本財が船舶に組み込まれる場合をいう。各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上している。

- ・なお、各列部門が保有する資本財に係る減価償却費（資本財の使用に伴うその年の減耗分）については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上する。

(3) 在庫

- ・在庫は、「在庫純増」として扱い、1年間の変動分を計上する。つまり、対象年次の年末（例えば平成 27 年末）の在庫から対象年次の前年末（例えば平成 26 年末）の在庫

を差し引いた変動分（対象年次の年末残高－対象年次の前年末残高）を計上する。

- ・在庫は、「生産者製品在庫純増」、「半製品・仕掛品在庫純増」、「原材料在庫純増」、「流通在庫純増」に分けて記述する。
- ・「在庫純増」の記述は、在庫の対象となる商品の属する行部門と各在庫純増の部門との交点に計上する。
- ・輸入された商品が在庫となるのは、「原材料在庫純増」と「流通在庫純増」のみである。

8. 域外取引の扱い

(1) 輸出及び輸入の計上方法と価格評価

① 普通貿易の輸出品

- ・普通貿易の輸出品は、生産者価格評価の場合には、国内向けの財と同様に工場渡しの生産者価格で評価する。輸出として計上されるのは、域内生産品のみで、域外生産品が当該地域を経由して輸出されるものは含まない。
- ・なお、全国産業連関表の推計資料「日本貿易統計」（財務省）で言えば、普通貿易の輸出品が本船渡しの **FOB (Free on Board)** 価格で表示されているため、**FOB** 価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格で評価する。

② 普通貿易の輸入品

- ・普通貿易の輸入品は、国際貨物運賃及び保険料が含まれた **CIF (Cost Insurance and Freight)** 価格で評価する。輸出同様に、輸入として計上されるのは、当該地域で最終的に需要されるもののみで、当該地域を経由するだけのものは含まない。
- ・なお、取引基本表の各セルの輸入品取引額は、**CIF** 価格に関税及び輸入品商品税を加えたものが計上されている。

③ 特殊貿易及び直接購入の輸出入

- ・特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財の取引については、国際収支統計等から推計する。

(2) 移出と移入の計上方法と価格評価

- ・「移出」は、地域内で生産された商品の地域外への販売を表す。したがって、移出に計上されるのは地域内生産品のみで、地域外生産品が地域内を経由して再び地域外へ出ていく、いわゆる「再移出」は、概念上は計上しない。
- ・「移入」は、地域外で生産された商品の地域内での消費を表す。移出に関して「再移

出」を計上しないことと同様、移入についても、再移出を前提とする移入は計上しない。

- ・移出入は、基本的には国内で生産された財・サービスの地域間取引を表すので、その価格評価は域内生産額と同じとなる。

9. 特殊な扱いをする部門

取引基本表の作成に当たっては、SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成上の便宜から、特殊な扱いをしている部門がある。

① 商業部門及び運輸部門の扱い

- ・取引基本表（生産者価格表）では、商業部門及び運輸部門を経由することなく、部門間で直接取引が行なわれたかのように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要者の経費として一括計上する。
- ・具体的には、取引の過程で付加された商業マージン及び国内貨物運賃を、購入者側の列部門と商業及び運輸の行部門との交点に一括計上する。

② コスト商業とコスト運輸

- ・上記①のような通常の流通経費とは別に、生産活動を行う上での直接的な経費として扱われる商業活動及び運輸活動も存在する。これらの経費を「コスト商業」及び「コスト運賃」と呼び、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ〔行〕商業部門及び〔行〕運輸部門との交点に計上する。
- ・「コスト商業」に該当するものとしては、例えば、中古品の取引額が挙げられる。中古品自体が当該年次の生産物ではないことから、取引基本表への記録の対象とはならないが、取引に伴う商業活動は当該年次の活動であるため、取引マージンのみを計上する。
- ・「コスト運賃」に該当するものとしては、例えば、生産工程の一環として行われる輸送活動（生産した後の流通段階ではなく、生産段階における輸送活動）に伴う経費、引越荷物、旅行手荷物、郵便物、中古品、霊きゅう、廃棄物・廃土砂などに係る輸送費用が挙げられる。

③ 屑・副産物

- ・屑・副産物の処理は、原則として「マイナス投入方式（ストーン方式）」とする。この方式は、副産物が発生した列部門にマイナス計上する一方、当該副産物を投入した列部門に同額をプラス計上し、差し引き0とする方式である。

【マイナス投入方式（ストーン方式）の例】

例えば、「石油化学部門が主産物として合成樹脂原料を 100 単位、副産物として LPG を 10 単位生産し、合成樹脂原料を合成樹脂部門に、LPG を家計にそれぞれ販売している場合」の表章は、次のとおりである。

石油化学部門（列）は副産物として発生した LPG（10）を LPG 部門からマイナス投入（つまり販売）したこととし、LPG 部門から家計に LPG（10）を産出する方式である。LPG 部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物である LPG の生産は相殺されてゼロになる。

マイナス投入方式（ストーン方式）

	…	石油化学	合成樹脂	LPG	…	…	家計消費	…	市内生産額
石油化学			100						100
LPG		▲10					10		(0)
…									
市内生産額	…	100	…	(0)	…				

④ 再生資源回収・加工処理部門

- ・「再生資源回収・加工処理」は、その活動に係る経費のみを計上することとし、経費は屑・副産物に附随して産出されることとする。
- ・前図と同様であるが、例えば、石油化学部門（列）は副産物として発生した LPG（10）を LPG 部門からマイナス投入（つまり販売）したこととし、LPG 部門から家計に LPG（10）を産出する。LPG 部門（行）からみれば、副産物の発生部門（列）にマイナス、消費部門（列）にプラスが計上され、副産物である LPG の生産は相殺されてゼロになる。一方、「再生資源回収・加工処理部門」部門には、LPG の回収経費等を計上し、LPG の需要先である家計消費部門へ産出する。

再生資源・加工処理部門に係る表章方法

	…	石油化学	合成樹脂	LPG	再生資源	…	…	家計消費	…	市内生産額
石油化学			100							100
LPG		▲10						10		(0)
再生資源								8		(8)
回収・加工経費					5					
雇用者所得					3					
市内生産額	…	100	…	(0)	(8)	…				

⑤ 帰属計算部門

- ・「帰属計算」とは、具体的な取引は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が存在している場合、又は、生産活動や取引の大きさを直接計測できない場合に、類似の商品に係る市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。その産出先は、その効用を受けている部門である。
- ・平成 27 年表では、「金融仲介サービス」「生命保険及び損害保険」「持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）」について帰属計算を行う。

○金融仲介サービス

金融部門の活動は、次の二つに大別できる。

- ・ 預貯金の管理、受付及び融資業務
- ・ 送金業務や有価証券の売買等

平成 23 年（2011 年）表以降は、93SNA で提唱された概念である「FISIM」（Financial Inter-mediation Services Indirectly Measured：間接的に計測される金融仲介サービス）を採用し、市内生産額を次のように計算している。

市内生産額＝借り手側 FISIM＋貸し手側 FISIM

借り手側 FISIM＝貸出残高総額×（運用利子率－参照利子率）

貸し手側 FISIM＝預金残高総額×（参照利子率－調達利子率）

運用利子率＝貸出金受取利息総額／貸出残高総額

調達利子率＝預金支払利息総額／預金残高総額

参照利子率＝参照利子率算出用利息総額／参照利子率算出用残高総額

○生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、〈（受取保険料＋資産運用益）－（支払保険金＋準備金純増）〉で計算され、その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出する。

○持家等に係る住宅賃貸料（帰属家賃）

SNAでは、実際に家賃の支払を伴わない持家等についても、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるものとみなして、帰属家賃を計上することとしている。取引基本表においても、同様に、持家等の家賃を市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料（帰属家賃）」部門の生産額として帰属計算し、全額を家計に計上する。なお、投入内訳は、建設補修（修繕費等）や金融（住宅ローンに関する利払い）等住宅の維持経費以外は、粗付加価値部門に計上される。

⑤ 仮設部門

- ・産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、その中には、独立した1つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成する上での便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章される。なお、仮設部門には、粗付加価値額は計上しない。
- ・仮設部門として、設定する部門は次のとおりである。
 - 事務用品（鉛筆、消しゴム、ノート等の事務用品）
 - 自家活動部門（輸送活動や社員教育等の活動）
 - 古紙、鉄屑及び非鉄金属屑

⑥ 使用者主義と所有者主義

- ・物品賃貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱については、「使用者主義」と「所有者主義」の2つの考え方があるが、産業連関表では「所有者主義」で推計する。

【使用者主義】

所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかにかかわらず、その生産設備等を使用した部門に経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料（粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの）を、使用者が該当する列部門の経費又は営業余剰（純賃借料部分）として計上する。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

【所有者主義】

その生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、物品賃貸部門を設ける必要がある。この場合、物品賃貸料収入の総額が物品賃貸部門の県内生産額となり、使用者（借り手）が該当する列部門では、物品賃貸料（支払）を物品賃貸行部門からの中間投入として計上する。

⑦ 非市場生産者の活動

- ・政府及び独立行政法人等の活動は、「生産活動主体分類」によって、「一般政府」、「対家計民間非営利団体」、「市場生産者」に大別される。しかし、「一般政府」及び「対家計民間非営利団体」については、一般産業と比べ、そのコスト構造や活動資金の源泉が異なるため、次のとおり、特殊な扱いを行う。
- ・「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関を除く。）、「社会保障基金」及び「対家計民間非営利団体」（研究機関を除く。）の計数についての取扱いは次のとおりである。
 - 市内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。

- 産出先は、当該部門のサービス活動に対して、産業又は家計から支払われた料金相当額をその負担部門（料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府個別的消費支出」、「地方政府個別的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- ・「一般政府」のうちの「準公務」（政府研究機関及び地方政府研究機関）及び「対家計民間非営利団体」（研究機関）の計数についての取扱いは次のとおりである。
 - 市内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
 - 産出先は、研究開発に係る支出は、「市内総固定資本形成（公的）」、「市内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を当該部門の「中央政府集合的消費支出」、「地方政府集合的消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
- ・「一般政府」のうちの「公務」の計数についての取扱いは次のとおりである。
 - 市内生産額は、経費総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
 - 産出先は、「中央政府集合的消費支出」又は「地方政府集合的消費支出」にする。
- ・「対家計民間非営利団体」の計数についての取扱いは次のとおりである。
 - 市内生産額は、生産コストの総額をもって計測し、営業余剰は計上しない。
 - 産出先は、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額を、その負担部門（料金を支払った産業又は家計）に計上し、残りの額を当該部門の「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。
 - 「自然科学研究機関（非営利）★」、「人文・社会科学研究機関（非営利）★」の産出先については、当該部門のサービス活動に対して支払われた料金相当額をその負担部門に、研究・開発への支出額を「国内総固定資本形成（民間）」に計上し、残りの額を当該部門の「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

⑧ 分類不明

- ・「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さない取引活動をひとまとめにして計上するためのものである。産業連関表では、このような意味合いのほか、行部門及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持たせている。

10. 平成 23 年（2011 年）表からの主な変更点

原則として、国の産業連関表の部門分類の変更に合わせている。

コード	部門名	区分	変更の概要
0111-021	小麦	基本分類の統合・名称変更	別掲していた輸入品の行部門を統合し、名称をそれぞれ、「小麦」、「大麦」、「大豆」とする。
0111-022	大麦		
0112-021	大豆		

コード	部門名	区分	変更の概要
0114-01	果実	基本分類の統合・名称変更	行部門「かんきつ」、「りんご」、「その他の果実」を統合し、名称を「果実」とする。
0115-099	他に分類されない食用耕種作物	基本分類の統合	行部門「油糧作物」を行部門「他に分類されない食用耕種作物」に統合する。
0121-09	その他の畜産	基本分類の統合・名称変更	行部門「羊毛」を行部門「他に分類されない畜産」と統合し、名称を「その他の畜産」とする。
0152-01	素材	基本分類の統合	別掲していた輸入品の行部門を統合する。
0171-01	海面漁業		
0629-09	その他の鉱物	基本分類の統合	列部門「金属鉱物」を「その他の鉱物」と統合し、行部門は従前通りとする。
1111	畜産食料品	小分類の統合	「食肉」と「畜産食料品」を小分類で統合する。
1111-09	その他の畜産食料品	基本分類の統合・名称変更	「畜産びん・かん詰」に含まれていた「食肉びん・かん詰」及び「その他の食料品」に含まれていた「畜産食料品」を「肉加工品」に統合し、名称を「その他の畜産食料品」とする。
1115-01	農産保存食料品	基本分類の統合・名称変更	「農産びん・かん詰」のうち「野菜ジュース」以外を「農産保存食料品（びん・かん詰めを除く。）」に統合し、名称を「農産保存食料品」とする。
1119-09	その他の食料品	基本分類の分割・統合	「畜産びん・かん詰」のうち「調理特殊かん詰」を本部門に統合する。また、本部門に含まれていた「畜産食料品」を分割し、「その他の畜産食料品」に統合する。
1129-02	清涼飲料	基本分類の統合	「農産びん・かん詰」のうち「野菜ジュース」を本部門に統合する。
1611-02	合板・集成材	基本分類の分割	「床板」を本部門から分割し、列部門「その他の木製品」、行部門「建設用木製品」に統合する。
1619-09	その他の木製品	内容変更	「合板・集成材」に含まれていた「床板」を列部門「その他の木製品」及び行部門「建設用木製品」に統合する。

コード	部門名	区分	変更の概要
2041-02	環式中間物・合成染料・有機顔料	基本分類の統合・名称変更	列部門「合成染料・有機顔料」、「環式中間物」を統合し、名称を「環式中間物・合成染料・有機顔料」とする。
2061-01	化学繊維	基本分類の統合・名称変更	列部門「レーヨン・アセテート」、「合成繊維」を統合し、名称を「化学繊維」とする。
2229-09	その他のゴム製品	基本分類の統合	列部門「ゴム製・プラスチック製履物」を「その他のゴム製品」に統合する。
2312-01	なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）	基本分類の統合・名称変更	列部門「製革・毛皮」、「かばん・袋物・その他の革製品」を統合し、名称を「なめし革・革製品・毛皮（革製履物を除く。）」とする。
3211-04	フラットパネル・電子管	内容変更・名称変更	「その他の電子部品」の一部（日本標準産業分類 2815「液晶パネル・フラットパネル製造業」の内訳である「その他のフラットパネル」に属する部分）を「電子管」と統合し、名称を「フラットパネル・電子管」とする。
3299-01	記録メディア	内容変更・名称変更	「磁気テープ・磁気ディスク」及び「その他の電子部品」に含まれていた「半導体メモリメディア」を統合し、名称を「記録メディア」とする。
3299-09	その他の電子部品	内容変更	「その他の電子部品」に含まれていた「その他のフラットパネル」を「フラットパネル・電子管」に、「半導体メモリメディア」を「記録メディア」にそれぞれ統合する。
4611-02	事業用発電（火力発電を除く。）	基本分類の統合・名称変更	「事業用原子力発電」と「水力・その他の事業用発電」を統合し、名称を「事業用発電（火力発電を除く。）」とする。
5312-01	生命保険	基本分類の統合	「社会保険事業★★」に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、厚生年金基金、企業年金基金、独立行政法人農業者年金基金等）を本部門に統合する。

コード	部門名	区分	変更の概要
5789-02	水運施設管理（国 公営）★★	基本分類の分 割・名称変更	「水運施設管理★★」から分割して整理し、名称を「水運施設管理（国公営）★」とする。
5789-03	水運施設管理	基本分類の分割	「水運施設管理★★」を分割し、本部門を特掲する。
5789-05	航空施設管理（公 営）★★	基本分類の分 割・名称変更	「航空施設管理（国公営）★★」から「航空施設管理」の範囲へ変更し、名称を「航空施設管理（公営）★★」とする。
5789-06	航空施設管理	基本分類の統 合・名称変更	「航空施設管理」の範囲を整理する。
5791-01	郵便・信書便	基本分類の統合	「その他の通信サービス」に含まれていた日本標準産業分類 862「郵便局受託業」の郵便に係る活動を本部門に統合する。
5911-01	固定電気通信	基本分類の統合	「その他の電気通信」及び「その他の通信サービス」に含まれていた「有線放送電話」を「固定電気通信」に統合する。ただし、「固定電気通信」の範囲は、日本標準産業分類 371「固定電気通信業」のうち、サーバ・ハウジング・サービス、サーバ・ホスティング・サービスを除く活動とする。
5911-03	電気通信に附帯す るサービス	基本分類の分 割・名称変更	「その他の通信サービス」に含まれていた「有線放送電話」を「固定電気通信」に統合、簡易郵便局の郵便事業及び郵便切手類販売所（手数料）を「郵便・信書便」に統合、かつ、「その他の通信サービス」を「電気通信に附帯するサービス」に名称変更する。
6431-01	社会保険事業★★	基本分類の分割	本部門に含まれていた社会保障基金に該当しないもの（国民年金基金、厚生年金基金、企業年金基金、独立行政法人農業者年金基金等）を分割し、「生命保険」に統合する。
6431-05	保育所	基本分類の新設	子ども・子育て制度の拡充に係る状況を把握するため、「保育所」を新設する。

コード	部門名	区分	変更の概要
6721-01	飲食店	基本分類の分割	「飲食サービス」を「飲食店」及び「持ち帰り・配達飲食サービス」に分割する。
6721-02	持ち帰り・配達飲食サービス		
7111-003	福利厚生費	基本分類の分割	本部門に含まれていた「娯楽・スポーツ費」を「その他の給与及び手当」に含める。
7411-00	市内総固定資本形成（公的）	内容変更	08SNA に照らし、「研究・開発の市内総固定資本形成への計上」、「所有権移転費用の扱いの精緻化」等に対応するため、定義・範囲を拡張。また、建築に係る「建設補修」部門の産出のうち、機能や耐用年数の向上を伴う工事は固定資本形成と見なし、同部門に含める。
7511-00	市内総固定資本形成（民間）		
7611-04	原材料在庫純増	内容変更	08SNA に照らし、「防衛装備品の市内総固定資本形成及び原材料在庫純増への計上」に対応するため、定義・範囲を拡張。
9113-000	その他の給与及び手当	基本分類の統合	「福利厚生費」に含まれていた「娯楽・スポーツ費」を本部門に含める。
9211-000	営業余剰	基本分類の統合	「間接税（関税・輸入品商品税を除く。）」に含まれていた「地方法人特別税」を本部門に含める。
9411-000	間接税（関税・輸入品商品税を除く。）	基本分類の分割	本部門に含まれていた「地方法人特別税」を「営業余剰」に含める。
-	調整項	基本分類の統合	調整項については、調整項部門自体は削除するものの、調整項相当額を各部門の取引額から控除せず、輸出部門に計上する。